

## 監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	3	1

監査結果報告日	令和3年8月31日
対象監査	令和3年度定期監査
対象部署	環境水道部環境政策課
対象事項	地域猫活動補助金について
定期監査における質問	地域猫活動補助金の交付内容を確認したところ、税抜金額で交付しているもの、税込金額で交付しているもの、診察費の明細書がなくても交付しているもの、耳のV字カット費用について交付しているもの、アドボケートなど同じ処置であっても補助対象としているものと補助対象としていないものがあるなど、さまざま見受けられ、執行基準が曖昧になっているが、同補助金の事務執行基準は。
定期監査における回答	地域猫活動補助金の交付内容において、診察費の明細書がないものについては、地域猫活動団体が申請する補助金の額に、要綱による補助対象である「不妊・去勢手術に直接要する経費」以外の経費は含まれていないとの前提のもとで処理を行っていたが、詳細を確認するため明細書の提出を求めるべきであった。 明細書による補助対象であるか否かの確認については、団体から申請のあった経費のみ審査を行っており、アドボケート(フィラリア・ノミ駆除)などの処置を行ったとしても申請に含まれていない場合は対象経費としておらず、審査するに当たり、治療内容に対する認識が不足していた。 次に、V字カット費用や術後感染予防注射等は、摘出手術に当然に関わるものとして、補助対象としている。 今般、団体からの申請額に消費税相当額及びアドボケート等が含まれていなかったことについては、申請団体と調整し、対応していきたいと考えている。 現在は、明細に記載の項目について、獣医師に処置の内容の確認を行い「不妊・去勢手術に直接要する経費」の対象とするものの一覧を作成し、申請内容の確認を行っている。今後については、申請時の添付様式や、要綱の表現を検討し関係課と協議の上、事務執行基準を明確に定めていく。
勧告内容	補助対象は、「不妊・去勢手術に直接要する経費」となっており、報告書に明細のわかる領収書の添付を明記しているが、明細がないものに交付されている。 また、事務執行基準が明確に定められていないことから、消費税相当額を含むのか含まないのか、処置内容が補助対象か補助対象外なのかが不明瞭である。 門真市補助金等交付規則第5条「市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び実地調査等によりその適否を審査し必要と認めるときは、交付の決定を行う。」とあることから、書類の審査が不十分な交付決定であると認められる。 市民に不信を抱かせる要因ともなることから、公平・公正な執行となるよう、詳細な明細書の提出を求め、提出がない場合もしくは不適正な支出が含まれる場合には返還を求めること、関係課と協議の上、詳細な事務執行基準を定め、市民に公開する等、市民への説明責任を果たし、公費の支出であるという認識を持ち、補助金交付事務の適正な執行を行うよう勧告する。しかるべき措置を講じられたい。
改善措置通知日	令和4年3月28日 改善措置通知
改善措置内容	勧告にありました「報告書に明細のわかる領収書の添付がないもの」については、当該申請団体に対し、明細の提出を求め、提出のあった動物病院が発行した明細書の内容を審査した結果、いずれも手術に直接要する経費として認められる処置内容であり、補助金の返還を求める申請はなかったものです。 次に、消費税相当額及び処置内容に係る事務執行基準が不明瞭であることについては、関係部署間での協議の上、補助対象となる処置内容や消費税相当額の取り扱いに関する改正を行うこととし、現在、令和4年4月1日施行に向け、地域猫活動補助金要綱の改正の手続きを進めております。 本要綱改正後には、交付対象となる処置内容について、登録団体への説明を行うとともに、市ホームページに掲載し、公表いたします。 なお、本勧告の内容を踏まえ、明細書の添付がないものや処置内容の不明確なものは受付を行わないなど、受付時における申請内容のチェックを徹底し、適正な事務を行うため、所属内での周知徹底を図っております。
改善措置公表日	令和4年3月30日 公表

## &lt;留意事項&gt;

※担当課は、太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は、改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は、改善結果(または改善計画)の時期及び方法を具体的に記入してください。

※改善措置内容は、必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は、地方自治法第199条第15項の規定により公表します。